

◇ ◇ ◇ 一時 保護所 に いる み な さ ん へ ◇ ◇ ◇

調査票 V

せいなんがくいんだいがく あべ かずひこ
西南学院大学 安部 計彦

げんざい にほん いちにち にん こ たち じどうそうだんしよ いちじほごしよ せいかつ わたし
現在、日本では1日に1300人くらいの子も達が児童相談所の一時保護所で生活しています。私た

ちは、ぜんこく じどうそうだんしよ ひと いっしよ いちじほごしよ こ あんぜん あんしん
ちは、全国の児童相談所の人たちと一緒に、一時保護所が子どもにとって「安全で安心できる

ばしよ 場所」になるにはどうすればいいか、かんが 考 えています。

へいせい ねん がつみっか もくようび ぜんこく じどうそうだんしよ いちじほごしよ しょうがくよねんせいじょう こ
そこで平成18年8月3日(木曜日)に全国の児童相談所の一時保護所にいる小学4年生以上の子

たち だち いちじほごしよ せいかつ ようす かんが いけん き
ども達みんなに、一時保護所での生活の様子やいつも考 えていることなどについて、意見を聞きたいと

おも 思います。ぜひあなたのかんが き も き
考 えや気持ちを聞かせてください。

【このアンケートの書き方】

- ・ このアンケートは、あなたがかん じていることやおも っていることを聞きたいので、しつもん たい
質問に対して、
ことば か ばんごう ひと えら くだ
言葉で書いたり、番号を一つだけ選んで○をつけて下さい。
- ・ こた 答えたくない質問や分からないことは、こた 答えなくてもかまいません。
- ・ このアンケートはあなたのなまえ か
名前を書くところはありませんので、だれ か
誰が書いたか分かりません。
- ・ このアンケートにこた 答えたこと、こた 答えなかったことで、イヤな思いをすることはぜったい
絶対ありません。

あんしん
安心してください。

【アンケートを書き終わったら・・・】

- ① か お おお ふうとう い
書き終わったら、大きな封筒に入れてください。ほかのこどもがみ
見ることはありません。
- ② ふうとう ぜんこく わたし とど よ いちじほごしよ せいかつ みな
封筒が全国から私たちのところに届いたら、それらをよんで、一時保護所で生活する皆さんが
すこ 少しでもあんしん
安心できるようにしたら良いかをかんが 考 えます。

③ アンケートの結果から分かったことは、国（厚生労働省）や全国の児童相談所に報告します。

あなたについて教えてください

性別 (①. 男 ・ ②. 女) 年齢 () 才 一時保護所に来た日から、今日で () 日目
学校 (①小学校、②中学校、③高等学校、④その他 ()、⑤学校に行っていない)

あなたの考えや感想を教えてください

1 ここでの生活で、楽しいことはありますか？

① よくある ② 時々 (少し) ある ③ あまりない ④ 全くない

2 それは、どんなことですか？ (自由に書いてください。)

3 ここでの生活で、いやなことはありますか？

① よくある ② 時々 (少し) ある ③ あまりない ④ 全くない

4 それは、どんなことですか？ (自由に書いてください。)

5 夜は、よく眠れますか？

① よく眠れる ② まあまあ眠れる ③ あまり眠れない ④ 全く眠れない

6 イライラすることはありますか？

① よくある ② 時々 (少し) ある ③ あまりない ④ 全くない

7 とても悲しくなることはありますか？

① よくある ② 時々 (少し) ある ③ あまりない ④ 全くない

8 頭が痛くなったり、お腹が痛くなることはありますか？

① よくある ② 時々 (少し) ある ③ あまりない ④ 全くない

9 職員の人たちから大切にされていると感じることはありますか？

① よくある ② 時々 (少し) ある ③ あまりない ④ 全くない

10 食事はおいしいと感じますか？

① よくある ② 時々 (少し) ある ③ あまりない ④ 全くない

11 他の子どもと離れて一人でいたい時に、一人になれますか？

① なれる ② 少しなれる ③ あまりなれない ④ 全くなれない

- 1 2 ^{へんきょう}勉強でわからないところは、^{おし}教えてもらえますか？
- ① よくある ② ^{ときどき}時々（少し）ある ③ あまりない ④ ^{まった}全くない
- 1 3 ^{がいしゅつ}外出や^{うんどう}運動ができなくてイライラしたことがありますか？
- ① よくある ② ^{ときどき}時々（少し）ある ③ あまりない ④ ^{まった}全くない
- 1 4 ^{たの}楽しく^{あそ}遊ぶことはできますか？
- ① よくできる ② ^{ときどき}時々（少し）できる ③ あまりできない ④ ^{まった}全くできない
- 1 5 ^{あば}暴れる人がいたりして、^{かん}こわいと感じることがありますか？
- ① よくある ② ^{ときどき}時々（少し）ある ③ あまりない ④ ^{まった}全くない
- 1 6 この^{せいかつ}生活での、あなたの^{きぼう}希望や^{ふまん}不満について、^{しよくいん}職員の人とは^{はなし}話を聞いてくれますか？
- ① よくある ② ^{ときどき}時々（少し）ある ③ あまりない ④ ^{まった}全くない
- 1 7 ここに来る^く前に、^{まへ}一時^{いちじほごしょ}保護所はどのような^{ところ}所なのか、^{たんとう}担当の人から^{はなし}話をされましたか？
- ① された ② ^{すこ}少しされた ③ ほとんどされなかった ④ されなかった
- 1 8 ここには、^{だいたい}だいたいいつまでいなければならないのか、^{たんとう}担当の人から^{はなし}話をされましたか？
- ① された ② ^{すこ}少しされた ③ ほとんどされなかった ④ されなかった
- 1 9 ^{じどうそうだんしよ}児童相談所の、あなたの^{たんとう}担当の人は、^{しゅうかん}1週間^あにどのくらい^き会いに来てくれますか？
- ① ^{かい}1回 ② ^{かい}2～4回 ③ ^{かいじじょう}5回以上 ④ ^ど1度も来てくれない
- 2 0 あなたは、なぜここに^く来ることになったのか、^{たんとう}担当の人から^{はなし}話をされましたか？
- ① された ② ^{すこ}少しされた ③ ほとんどされなかった ④ されなかった
- 2 1 ここを^で出た^{あと}後のことについて、^{じどうそうだんしよ}児童相談所の^{たんとう}担当の人はあなたの^{きもち}気持ちを聞いてくれますか？
- ① よくある ② 少しある ③ あまりない ④ ^{まった}全くない
- 2 2 ここでのあなたが^ね寝ている^{へや}部屋は、^{なんにんべや}何人部屋ですか？ () ^{にんべや}人部屋
- 2 3 ここでの^{せいかつ}生活は、^{てんまんてん}100点満点で^{なんてん}何点くらいですか？ () ^{てん}点
- 2 4 ここでの生活でうれしかったのは、^{じゆう}どんなことですか？（^か自由に書いてください。）

- 25 ここでの生活で、困ったり嫌なことがあった時は、どうしていますか？（自由に書いてください。）
- 26 ここでの生活で、「こうして欲しい」と思うことは、ありますか？（自由に書いてください。）

◇ご協力、どうもありがとうございました◇

調査票V-2

「子ども用調査票（調査票V）」についての職員アンケート

8月3日に入所している全国の一時保護中の小学4年生以上の子ども達に対して調査をお願いしました。そのことについて、実施状況やご意見をお尋ねします。

子ども向けの調査票Vを実施しない（できない）場合も、この調査票だけはご返送をお願いします。

(1) 実施の趣旨

一時保護中の子ども達の声を知ろうという今回の趣旨をどのように思われましたか

- ① 賛成 ② やや賛成 ③ やや反対 ④ 反対

(2) 実施状況

今回の調査はどの程度実施できましたか

- ① 全員に実施 ② 一部実施 ③ 実施しなかった(できなかった)

(3) 実施できたところ（一部を含む）にお聞きします

ア どのような方法で実施されましたか

- ① 全員いっせいに ② 数人ずつ ③ 個別に

イ 実施したのはどなたですか（複数回答可）

- ① 児童指導員 ② 保育士 ③ 一時保護所の心理士 ④ 学習指導員
⑤ 児童福祉司 ⑥ 児童心理司 ⑦ 一時保護所の課長（係長）
⑧ その他（ ）

ウ どの時間帯で実施しましたか

- ① 学習時間 ② 自由時間 ③ 日記を書く時間 ④ その他（ ）

エ 説明等を行いましたか

- ① 1問ずつ読みあげた② 1問ずつ説明しながら読み上げた③ 子どもに任せた
④ 質問がある場合のみ説明した ⑤ その他（ ）

オ 実施しての感想はどうですか

- ① よかった ② ある程度よかった ③ あまりよくなかった
④ よくなかった（その理由： ）

カ 今後このようなアンケートを貴一時保護所の子ども達に独自に実施することについて

- ①すでに実施 ②実施を検討 ③実施はむづかしい ④その他（ ）

(4) 実施できなかったところ（一部を含む）にお聞きします

ア 実施しなかった（できなかった）理由はなんですか （ ）

イ どのような条件があれば実施できたでしょうか （ ）

(5) 今回の子ども向けの調査についてのご意見をお聞かせください

(6) 8月3日の入所児童数

	性 別		相 談 種 別			
	男児	女児	養 護 児 (注)	被虐待児	非行児	その他
幼児						
小学生						
中学生						
中卒児						

(注) 養護児には被虐待児を含まない

(7) 子どもの属性（子ども用調査票Vの表紙右上に番号を打ち、その子どもの属性の該当部分を記入してください。なお調査票に関連した特記事項があればお書きください）

番号	年齢	性	所属	主 訴	在所日数	職員への反抗	調査票に関連した特記事項
1	歳	男女	小学・中学 ・中卒	養護・虐待 ・非行・その他	日目	あり/なし	
2	歳	男女	小学・中学 ・中卒	養護・虐待 ・非行・その他	日目	あり/なし	
3	歳	男女	小学・中学 ・中卒	養護・虐待 ・非行・その他	日目	あり/なし	
4	歳	男女	小学・中学 ・中卒	養護・虐待 ・非行・その他	日目	あり/なし	
5	歳	男女	小学・中学 ・中卒	養護・虐待 ・非行・その他	日目	あり/なし	
6	歳	男女	小学・中学 ・中卒	養護・虐待 ・非行・その他	日目	あり/なし	
7	歳	男女	小学・中学 ・中卒	養護・虐待 ・非行・その他	日目	あり/なし	
8	歳	男女	小学・中学 ・中卒	養護・虐待 ・非行・その他	日目	あり/なし	
9	歳	男女	小学・中学 ・中卒	養護・虐待 ・非行・その他	日目	あり/なし	

(足りない場合はコピーして補充してください)

厚生労働科学研究費補助金（子ども総合研究事業）

児童虐待等の子どもの被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究

（主任研究者 奥山眞紀子）

分担研究報告書

分担研究者 小野善郎 和歌山県子ども・障害者相談センター

虐待を受けた子どもと親への支援・治療に関する研究

小野善郎 和歌山県子ども・障害者相談センター

研究要旨

児童虐待のために児童福祉施設入所や里親委託などの家庭外措置を行った事例を対象に措置後2年間の児童相談所の関与と転帰の関係についての調査を行い、家庭外措置後の児童相談所の対応の現状と課題を検討し、合理的な対応システムの時間的枠組みについて検討した。

調査は平成15年度中に3カ所の児童相談所において児童虐待のために家庭外措置を行った83例を対象に、児童の年齢、性別、虐待種別、措置後2年間の児童の転帰、措置後の児童相談所の関与の程度について調査した。その結果、35例(42.2%)が2年以内に家庭に復帰していたが、45例(54.2%)は2年間措置が継続され、3例(3.6%)はいったん解除されたが再度措置され2年が経過していた。再措置例を除く80例について、措置継続群と措置解除群とを比較したところ、措置後の児童相談所の関与は、解除群では児童が家庭に復帰したことで時間経過とともに児童との面接や施設への指導が減少するのに対し、継続群では関与が維持されていた。しかし、両群とも児童、保護者、家庭への関わりは13ヵ月以降は全般に低下しており、措置後1年を経過して以降は児童相談所の関与も減少し、継続的な措置になる可能性が高い傾向が認められた。これらの結果から、措置後1年間の関与が家庭復帰に重要な期間であると考えられ、措置後1年間の支援に力を注ぐとともに、1年を経過した時点でのアセスメントによりその後の支援計画（支援の追加・継続、パーマネンシーまたは再統合）を立案することが合理的であると考えられた。

研究協力者(五十音順)

衣斐哲臣（和歌山県子ども・障害者相談センター）

小杉 恵（大阪府中央子ども家庭センター）

八代一司（和歌山県子ども・障害者相談センター）

山本 朗（三重県立小児心療センターあすなる学園）

吉田弘和（宮城県子ども総合センター）

A. 研究目的

児童虐待相談事例に対して児童相談所は被虐待児に対する適切な保護、ケア、家族支援と再虐待の予防措置などをとる責務がある。さらなる虐待のリスクが高い事例では子どもを分離保護する必要がある、児童相談所が対応する児童虐待相談のうち約1割が児童福祉施設入所や里親委託などの家庭外措置となっている。平成17年度にお

いても全国の児童相談所が対応した児童虐待相談 34472 件のうち 3621 件 (10.4%) で児童福祉施設入所、243 件 (0.7%) で里親等委託の措置が行われており、合わせて 3864 人 (11.1%) の子どもたちが家庭外措置による保護を受けている。近年の児童虐待相談件数の増加に伴い家庭外措置の件数も増加しており、児童養護施設に入所している児童数は平成 16 年度末の時点で約 3 万人に達している。

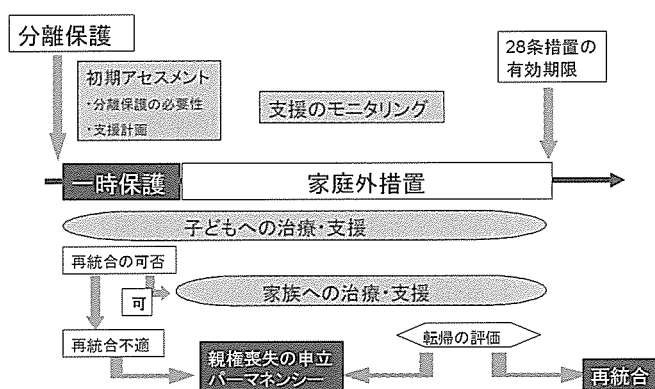
児童虐待の増加とそれに伴う家庭外措置児童の増加は、児童虐待に対応する児童相談所に大きな課題を与えるもので、危機介入としての被虐待児の保護だけでなく、分離保護後の被虐待児のケア、家族の再統合に向けた親の指導やケアへの取り組みがますます重要になってきている。このような児童相談所の児童保護に対する課題に対して、本分担研究は児童虐待による分離保護後の子どもと親への支援を有効かつ効率的に行うために、危機介入から分離保護、さらにはその後の支援過程における子どもと親の適応状態やリスク要因の評価方法を検討すると共に、より効果的な分離保護後の支援のための基盤作りを目的として実施した。

初年度の平成 17 年度は、予備的な研究として和歌山県内の児童相談所での分離保護の実態を調査し、平成 13 年度から 16 年度までの 3 年間の児童虐待相談例の 20% が一時保護され、そのうちの約半数 (46.5%) が家庭外措置となっており、分離保護の課題として一時保護の長期化 (特に性的虐待例) と家庭外措置例の家庭復帰の少なさ (約 8%) が明らかにされた。さらに児童虐待に関する既存のアセスメントについて調査

も行い、保護後 2 年間の治療・支援とアセスメントについての時間的枠組みを提案したが (図 1)、この中で支援を打ち切る判断の方法や基準が確立していないことが指摘された。

これらの結果を踏まえて本年度の分担研究においては、分離保護後に児童福祉施設入所や里親委託などの家庭外措置を行った事例を対象に措置後 2 年間の児童相談所の関与と転帰の関係についての調査を行い、家庭外措置後の児童相談所の対応の現状と課題を検討し、分離保護後の治療、支援とアセスメントの時間的枠組みをより明確にすることを目的に実施した。

図 1. 分離保護後のアセスメントと支援・治療の Time Frame



B. 研究方法

本研究を実施するために、児童相談所において児童虐待対応に従事している児童精神科医、児童福祉司、心理判定員を研究協力者とした研究班を組織し、以下の研究を実施した。

1. 家庭外措置後の実態調査

児童相談所が対応した児童虐待相談例のうち、児童福祉施設入所措置や里親等委託

を行った事例について、措置後2年間の児童相談所の支援と転帰を時系列的に調査した。

対象は和歌山県、大阪府、宮城県の各中央児童相談所において平成15年度中に児童虐待のために家庭外措置が行われた児童83例で、児童記録に基づいて以下の事項について調査した。

- 1) 児童の年齢、性別、虐待種別、相談受理日、一時保護の期間、処遇、法28条の適用の有無
- 2) 措置後2年間の児童の措置状況
- 3) 措置後3ヵ月ごとの児童相談所の関与の状況

これらの調査データから、家庭外措置後の経過、児童相談所の関与と転帰について時系列的に分析し措置後2年間の支援と転帰の関係について検討した。

2. 家族再統合に関する制度の調査

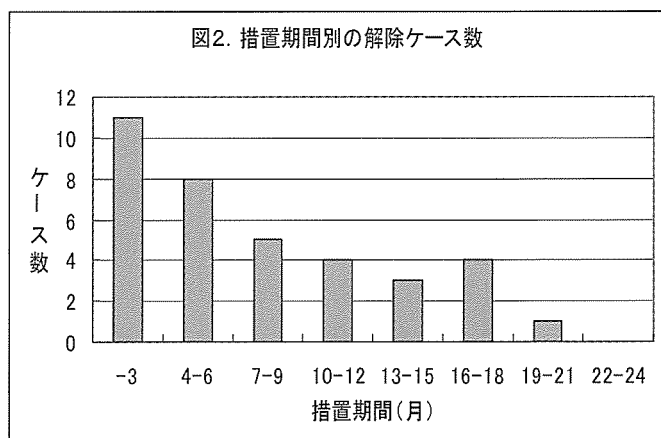
平成17年度の分担研究において家族支援の適否を判断するアセスメントが確立していないことが指摘されたことを受けて、家族再統合とパーマネンシープランとの関連について、法制度とその運用について米国の養子縁組と安全家族法 Adoption Safe Family Act (1997)を詳細に検討した。特に、家族再統合の努力を要しない要件と親権喪失の申立を行う要件について、わが国における児童保護制度の中で考えられる位置づけについて検討し、分離保護後の治療・支援の時間的枠組みを改訂した。

C. 研究結果

1. 家庭外措置後の実態
- 1) 家庭外措置後の経過

平成15年度中に調査対象の3カ所の児童相談所で児童虐待のために家庭外措置を行ったケースは83例あり、これらの事例の措置後2年間の経過は、①2年以内に措置解除(措置解除群)、②一旦解除されたが再措置されその後措置が継続(再措置継続群)、③2年間継続的に措置(措置継続群)の3型が認められた。それぞれの経過型の割合は、措置解除群が35例(42.2%)、再措置継続群が3例(3.6%)、措置継続群が45例(54.2%)で、半数以上のケースで2年間措置が継続されていた。

2年以内に措置が解除された措置解除群35例の家庭外措置期間別のケース数は図2に示すとおりである。35例中19例(54.3%)が6ヵ月以内に解除されており、7ヵ月から12ヵ月の期間に9例(25.7%)が解除となり、35例中28例(80%)が措置後1年以内に解除されていた。1年以上を経過してから解除されるケースは減少し、13ヵ月から18ヵ月の期間では6例(17.1%)となり、19ヵ月以降で措置が解除されたのは1例のみで、20ヵ月以降に解除された例はなく、措置が長期化しているケースでの措置解除の可能性が低いことが示された。



2) 転帰と年齢、性別、虐待種別、一時保護期間との関連

家庭外措置後の転帰と年齢、性別、虐待種別、一時保護期間との関連を検討するため、措置解除群（35例）と措置継続群（45例）で比較を行った（表1）。

いずれの変数についても転帰（措置解除、措置継続）との間には有意差は認められなかったが、一時保護期間については保護期間が2カ月を超えていた4例はすべて措置後2年後の時点でも措置が継続されており、保護期間が長くなるケースでの家庭復帰の困難さが示唆された。

表1. 年齢、性別、虐待種別と転帰の関連

	継続	解除	
年齢（歳）			
~5	15	11	n. s
6~10	18	14	
11~	12	10	
性別			
男児	26	19	n. s
女児	17	18	
虐待種別*			
身体的虐待	23	19	n. s
ネグレクト	22	14	
心理的虐待	0	2	
一時保護期（週）			
~4	33	29	n. s
5~	12	6	

n. s 有意差なし (χ^2 検定)

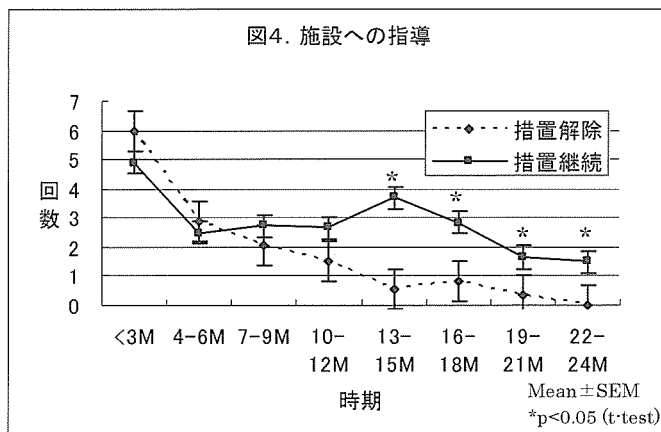
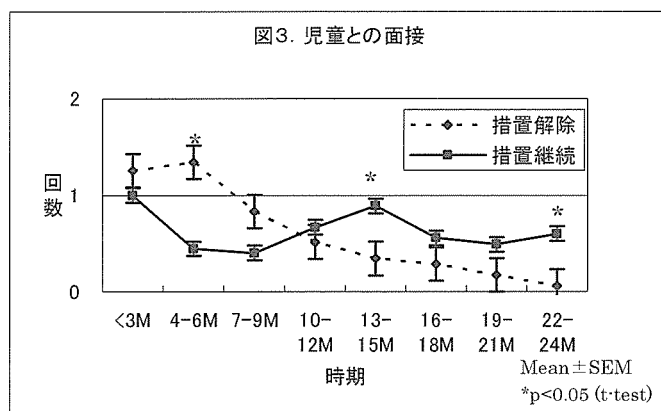
* 主たる虐待種別

3) 児童相談所の関与と転帰との関係

家庭外措置後の児童相談所の関わりと転帰との関連を検討するために、措置後3か月間ごとに児童相談所が児童と面接を行った回数、保護者との面接を行った回数、保護者に電話した回数、施設（里親）に指導を行った回数、家庭訪問を行った回数を調査し、措置解除群（35例）と措置継続群（45例）とで比較を行った。

その結果、いずれのタイプの関わりについても全般的に頻度が非常に低く、最も頻度が高い関与であった施設への指導についても措置後の最初の3か月間で約5回程度で、家庭訪問についてはいずれの時期においても3カ月に1回以下の状況であった。

それぞれのタイプの関与を措置継続群と措置解除群との間で比較すると、児童との面接（図3）と施設への指導（図4）については、措置解除群では時間の経過とともに減少するのに対し、措置継続群では継続的な減少の程度が少なく、1年を経過して以降では両群の間での関与の回数には有意差も認められた ($p < 0.05$, t-test)。児童との面接や施設への指導は、被虐待児に対する直接的な関与であることから、措置が解除されれば減少するものと考えられた。



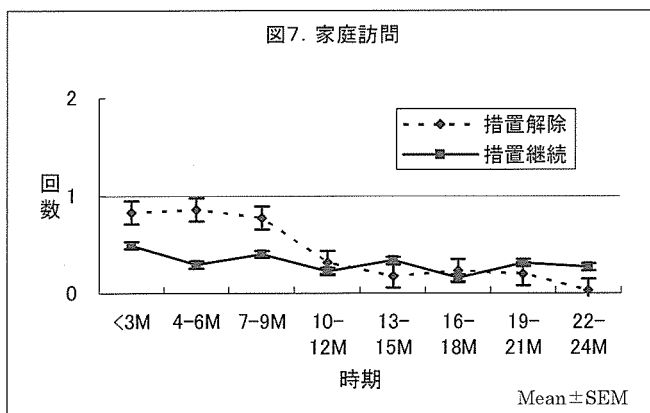
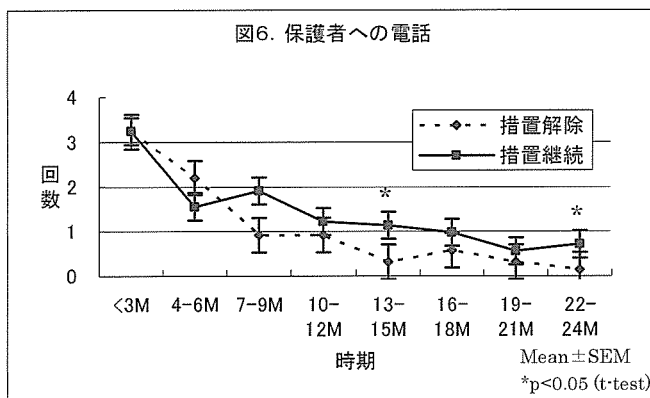
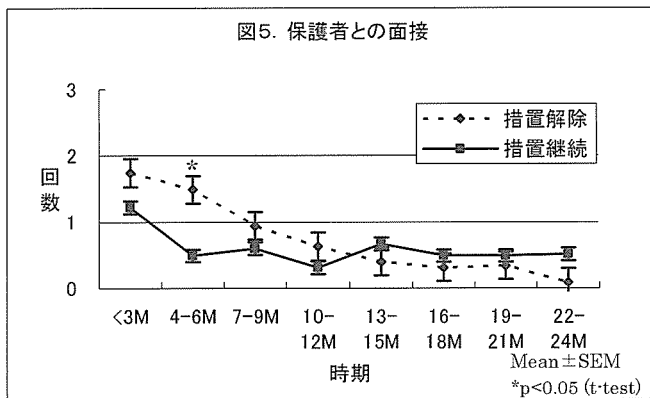
それに対して、保護者への関与である保護者との面接（図5）、電話（図6）、家庭訪問（図7）については、措置解除群においても措置継続群においても頻度は低く、特に13カ月を経過して以降は実質的にほとんど児童相談所の関わりがない状態となっていることが示されており、家庭外措置例では家族再統合へ向けた支援は措置期間

の経過とともに低下している実態が認められた。

今回の家庭外措置後の経過についての調査では、児童虐待のために児童福祉施設や里親委託などの家庭外に措置された児童の半数以上が2年後の時点においても家庭に復帰できず、家庭外措置が長期化することが多いことが示された。また、2年以内に家庭復帰する例の多くは比較的短い措置期間で解除されており、措置解除群の80%は1年以内に解除されていた。このことから、1年以上にわたって家庭外に措置されているケースでは、家庭復帰が難しい要因があることが示唆される。

一方、児童相談所の関与についての調査結果からは、一時保護後に施設入所や里親委託の処遇が決定して実行されて以降の関わりがきわめて少なくなることが示された。児童との面接は措置後間もない時期においても3か月間に平均1回程度であるが、2年間措置が継続されていた例では10カ月以降にはほとんど面接が行われておらず、家庭外に措置された児童に対する児童相談所の関与は措置が長期化するとともにさらに減少することが認められた。このような傾向は保護者への関与（面接、電話、家庭訪問）においても同様で、いずれのタイプの関与についても措置後1年を経過して以降は著しく低下しており、このことは実質的に家族再統合の作業が進展していない、あるいは実施されていないことを示唆している。

このような児童相談所の関与の傾向は、措置後1年を経過して以降に家庭復帰するケースが非常に少なくなることと矛盾しない所見であると考えられる。すなわち、措

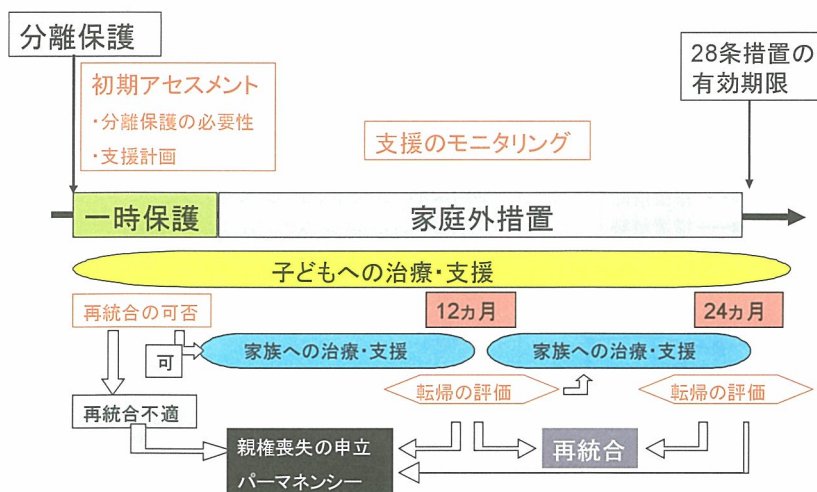


置後の時間経過とともに児童相談所の関与が低下し、その結果施設や里親から家庭に復帰するケースも少なくなるという関係が示唆される。1年以上の経過で家庭復帰をしているケースも20%あることから、1年以上のケースに家庭復帰の可能性がなくなる訳ではないが、1年経過後に児童相談所の関与が実質的に行われなくなっている実態と合わせて考えると、昨年度の分担研究で提示した支援とアセスメントの時間的枠組みに、1年後の時点で家庭復帰を前提とした家庭支援の適否を判断することが合理的であると考えられる。すなわち、措置後1年を経過した時点で、それまでの支援の転帰を評価し、さらなる家族支援によって再統合の可能性があると判断されたケースに対しては家族への支援を継続するが、再統合の可能性がない、あるいは再統合することが不適切であると判断される場合には家族への支援を打ち切る判断をすることも考えられる。もちろん、児童に対する支援や治療については、再統合の可能性の有無

に関わらず継続しなければならないことは言うまでもない。また、家庭復帰を目指さない判断に伴う子どものパーマネンシープランの検討では、子ども自身のニーズや意見を十分に取り入れるような評価・判断システムを確立することが求められる。

1年後の再評価を取り入れることによって多くのケースに対する家族支援が打ち切られる可能性が考えられるが、そのことによって児童相談所の児童福祉司のケースロードが減少し、その分の労力を措置後1年以内のケースの支援に回すことができれば、より良好な転帰が得られる可能性が高くなることが期待される。この場合、家庭外措置後の初期支援に重点を置くモデル、たとえば集中的ケースマネジメントなどを導入すればさらに効果が期待できるものと考えられる。この考え方を取り入れて分離保護後のアセスメント、支援・治療の時間的枠組みを改訂すると図8のようなものになる。

図8. 分離保護後のアセスメントと支援・治療のTime Frame(改訂)



このモデルの中に示された4種のアセスメントについて、それぞれの位置づけを整理すると表2のようになる。これらのアセスメントの中で、昨年度の分担研究でも指摘したように、わが国の児童虐待対応において欠けているのが、支援を行わない、あるいは支援を打ち切る判断やその方法であり、このモデルを現実的なものにするためには、そのようなアセスメントについて具体的な検討を行う必要があると考えられる。そこで、本分担研究においては、家族再統合の努力を要しない条件についての明文化された規定がある米国の制度について調査し、わが国の児童福祉制度への応用について検討した。

2. 家族再統合に関する制度の調査

図8に示した児童相談所の支援過程のモデルにおいて、家族支援について判断する必要があるのは、分離保護後の初期アセスメントと家庭外措置後12カ月および24カ月における転帰の評価である。初期アセスメントにおいては、保護した子どもの家族が子どもを帰すのには不適切なものである場合は、再統合を前提とした家族支援を行わないという判断をするものであり、措置後の転帰の評価では、実施した家族支援の成果を評価し、家族支援の終結（再統合）、中止あるいは継続を判断するものである。初期アセスメントと転帰の評価で家族支援が不適であったり、無効であると判断されると、家族支援から子どものパーマネンシープランに支援の視点が移されることになる。

しかしながら、現実的には親子関係を否定することは非常に重い判断であり、また

表2. 支援・治療計画のためのアセスメント

1. 保護時のアセスメント
①子どもの保護・ケアの方針の策定
②再統合の可能性の評価
－可能性あり→支援の開始
－可能性なし・不適→パーマネンシープランの策定
2. 支援のモニタリング
支援・治療の監視
必要に応じて支援・治療計画の修正
3. 転帰の評価（12カ月）
家族支援の有効性・効果の評価
－有効→在宅支援への移行
－効果の可能性→支援の継続（支援計画の再策定）
－無効→家族への支援の打ち切り（子どもへの支援は継続）
4. 転帰の評価（24カ月）
家族支援および子どもへの支援の評価
－再統合の可否の最終判断
－子どもの機能状態に適合した支援計画の策定

否定された後の具体的なパーマネンシープランを実行するためには多くの困難があり、家族支援を行わない、あるいは中止する判断を確立するためには多くの課題が残されている。このような問題について、1997年に施行された養子縁組および安全家族法 Adoption Safe Families Act (ASFA)の下での米国の児童保護の経験は貴重な示唆に富んでいると考えられる。以下にASFAの概要と再統合の努力を要しない条件、親権喪失の申立を行わなければならない条件、さらにはASFAの運用状況とその課題についてまとめる。

1) ASFAの概要

米国の児童保護政策は施設措置から里親ケアに移行する形で発展してきたが、1970年代に提起されたパーマネンシープラン permanency planning、すなわち里親ケアは一時的なものであり、子どもは生物学的な親のもとに帰るか養子縁組によって永続的な家庭を持たなければならないという考え

方が台頭し、1980年に養子縁組支援と児童福祉法 Adoption Assistance and Child Welfare Act が成立した。しかし、財政的な問題もありパーマネンシープランは進展せず、里親ケアを受ける子どもはさらに増加した。1990年代には家族温存 family preservation の流れが強くなり、多くの子どもが十分に安全でない家庭に帰されることになった。このような児童保護の状況に対する対応として1997年に制定されたのが ASFA であった。

ASFA は児童虐待のために家庭から分離保護された子どもたちの安全とパーマネンシーを保証するための法律で、児童福祉機関に求められている家族再統合のための「合理的な努力 reasonable effort」をより明確にするとともに、家庭に戻ることができない子どもに対しては養子縁組を含めた適切なパーマネンシーを促進することを規定している。

2) 再統合の努力を要しない条件

家族再統合のための「合理的な努力」を明確化するために、ASFA では家族再統合の努力を要しない要件が明文化された。これは迅速処理条項 “first track” provision と呼ばれていて、家庭が「悪質な環境 aggravated circumstances」である場合は再統合の努力をバイパスしてパーマネンシープランに移行できることを規定している。「悪質な環境」としては、①親が子どもを「悪質な環境」に曝している場合（遺棄、拷問、慢性の虐待、性虐待など）、②親が他の同胞を殺人・故殺またはその共犯、示唆、未遂、共謀または依頼、③親が自分の子どもに重傷を負わせるような凶悪行為を行う、④他の同胞に対して親権が喪失さ

れている親の4つのケースが挙げられている。

3) 親権喪失の申立を行わなければならない条件

ASFA は以下のような場合には州は親権喪失 (Termination of Parental Rights) の申立を行わなければならないと規定している。①子どもが直近の22カ月間のうち15か月間里親ケアを受けている場合 (15/22 条項: 15 of 22 provision)、②裁判所が (州法で規定された) 遺棄児童 abandoned child と判断した場合、③親が、自分の子どもに対する殺人・故殺、またはその共犯、示唆、未遂、共謀または依頼、あるいは子どもに重傷を負わせるような凶悪行為によって有罪判決を受けた場合。

一方で、州は以下のような場合には親権喪失の申立をしなくてもよい。①その子どもが親族によって養育されている、②親権喪失の申立が子どもの最善の利益にならないと判断するやむを得ない理由をケース計画に明記した場合、③子どもが家庭に安全に復帰するのに必要なサービスを州が提供しなかった場合 (州が家族再統合のために合理的な努力をしなければならないケースについて)。

4) ASFA の運用状況とその課題

ASFA に規定されている再統合の努力を要しない要件や親権喪失の申立を行わなければならない条件は、実際には各州が州法によって具体的な基準を定義した上で運用されており、細かい条件については州ごとに異なる。しかし、ASFA の中核的な条項である迅速処理条項や15/22条項の運用には多くの課題があり、児童保護の現場では必ずしも一般的に使われていないのが現状であ

る。

米国連邦会計監査院(2002)は2001年6月から2002年4月にかけてASFAの運用状況と児童保護への効果について調査を行って連邦議会に報告している。この中で、迅速処理条項と15/22条項については、実際にこれを多くの子どもたちに適用することは難しいことが指摘されている。

たとえば、2000年度にメリーランド州では約4000人の子どもが保護されたが、迅速処理条項が適用されたのは36人に過ぎなかった。この条項が適用されるケースが非常に少ないことの要因として、州の担当者たちは裁判所に関連した問題を指摘している。判事や司法関係者にはこの条項の承認をしたがらなかつたり、親には常に再統合の機会が与えられるべきだと考える人も多いという問題や、裁判手続きに要する時間が長いために迅速処理のメリットがなくなることなどが挙げられている。本来、この条項は家族支援を行わないことによって時間が節約されるものであるが、親権喪失の裁判に1年以上かかり、その間に子どもを養子縁組できないため、この条項の意味がなくなることもある。

また、迅速処理条項が適用される条件についても、いくつかの問題点がある。たとえば、凶悪行為を行った親については、有罪判決が確定するまでは判事は迅速処理を承認しないため、それまでの間は実際には家族再統合のサービスを行わなければならない矛盾がある。同様に、「悪質な環境」についても、裁判所の承認をとる手続きにかかる時間と労力を考えると、家族へのサービスを提供する方が合理的であると考えられるケースワーカーも少なくない。

15/22条項についても、必ずしもASFAの規定のとおり運用されているわけではない。たとえば、2000年度にオクラホマ州は直近の22か月間のうちで15か月間以上里親ケアに措置されていたことを理由に約1000件の親権喪失の申立を行っているが、同じ条件を満たした別の2900人の子どもに対しては申立を行っていない。連邦会計監査院(1999)が行った別の調査でも、対象ケースの約60%で期間を過ぎても親権喪失の申立を行っていないことが示されており、この条項にも運用上の課題が多いことが認められている。

親権喪失の申立が遅延することはパーマネンシープランと関連がある。親権喪失させても養子縁組ができなければ、子どもの行き場がなくなり、いわゆる法的孤児 legal orphan を作り出すことになってしまう。特に、青年期の子どもや精神的・身体的な障害を持つ子どもたちを受け入れる養親を捜すことは困難であるため、円滑な15/22条項の運用も困難になっていると考えられる。この条項が適切に運用されるようにするためには、パーマネンシープランの策定、定期的な評価、必要な子どもの生活の場を確保できるような制度、地域資源が整備される必要がある。

米国とわが国では児童保護の制度や環境に大きな違いがあり、ASFAの内容をそのまま導入することは合理的ではないが、図8に示した初期アセスメントや転帰の評価において、家族支援の適否や継続の判断をするシステムを検討していく上では参考になることも多いと考えられる。これらのアセスメントが導入された場合には、米国の先例が示すように司法制度を中心とした社会

システム全般にも関連が深いいため、効果を上げるためには時間もかかると思われるが、被虐待児の保護後の治療及び支援の枠組みを確立する上では非常に重要な要素であり、何らかの形で導入していく必要があると考えられる。

D. 結論

児童虐待のために児童福祉施設入所や里親委託などの家庭外措置が行われた児童の2年間の経過と児童相談所の関与を調査した結果、以下のような現状と課題が明らかになった。

1. 児童虐待のために家庭外措置された児童の半数以上は2年後の時点でも措置が継続されていた。措置継続例に対しては児童への面接や施設への指導は継続されていたが、保護者や家庭への関与は措置1年後より著しく低下していた。さらに、1年後以降に解除になる例が非常に少ないことから、措置後1年間の関与が家庭復帰に重要な期間であると考えられた。

2. このような現状を踏まえて、昨年度の分担研究で提案した分離保護後の治療・支援の時間的枠組みを改訂し、新たに措置後1年を経過した時点でのアセスメントによりその後の支援計画（支援の追加・継続、パーマネンシーまたは再統合）を立案することが合理的であると考えられた。

3. 保護後のアセスメントでは、家族再統合のための家族支援の可能性や適否を判断することが求められるが、わが国の児童福祉制度においてはこのような判断は一般的ではないため、米国の養子縁組および安全家族法を参考に具体的な方法と課題について検討した。このような判断については米

国でも運用上の障壁が多いことが認められ、効果的に運用するためには児童福祉だけでなく司法制度などの広範な社会システムを含めた制度の整備と子どものパーマネンシープランが円滑に実施できる制度や地域資源の整備が伴う必要があることが明らかになった。

文献

Adoption and Safe Families Act of 1997, Public Law 105-89, H. R. 867, 111 Stat. 2115 (Nov 19).

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課 (2006):平成 17 年度児童相談所における児童虐待対応件数等。

Lisndsey D. (2004): *The welfare of children, 2nd Ed.* New York, Oxford University Press.

トーマス・D・モートン (2005): パーマネンシーの最善の選択肢として親権修了と養子縁組はいつおこなわれるか. ハワード・ドゥボヴィッツ、ダイアン・デパンフィリス編 (庄司順一監訳), 子ども虐待ハンドブック: 通告から調査・介入そして終結まで. Pp. 545-548, 東京、明石出版.

National Conference of State Legislatures (1998): 1998 State legislative responses to the Adoption and Safe Families Act of 1997.

<http://www.ncsl.org/programs/cyf/asfaslr.htm>

小野善郎: 虐待を受けた子どもと親への支援・治療に関する研究. 厚生労働科学研究費補助金 (子ども家庭総合研究事

業)「児童虐待等の子どもの被害、及び
子どもの問題行動の予防・介入・ケア
に関する研究」(主任研究者：奥山真紀
子)平成17年度研究報告書、pp.
741-747, 2006

United States General Accounting Office
(1999): *Report to the Chairman,
Subcommittee on Human Resources,
Committee on Ways and Means, House of
Representatives: Foster care:
States' early experiences
implementing the adoption and Safe
Families Act (GAO/HEHS-00-1).*
Washington, D.C., United States
General Accounting Office.

United States General Accounting Office
(2002): *Report to Congressional
Requesters: Foster care: Recent
legislation helps states focus on
finding permanent homes for children,
but long-standing barriers remain
(GAO-02-585).* Washington, D.C.,
United States General Accounting
Office.

厚生労働科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）
児童虐待等の子どもの被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究
（主任研究者 奥山真紀子）

分担研究報告書

分担研究者 加賀美尤祥 山梨県立大学人間福祉学部教授

「施設内虐待の予防と介入及び子どものケアに関する研究」

研究要旨

本研究は、昨年度に引き続いて、施設内虐待の発生要因やそのメカニズムを明らかにし、その予防介入や入所児童のケアについて指標を見出すことを目的として、施設における子どもへの養育実態、職員の意識調査等を全国的に幅広く実施することにしてきた。しかし、2006年8月頃より、全国であいついで施設職員による子どもへの性的虐待の問題がマスメディアで大きくとりあげられた。

こうしたことから、本研究協力者による緊急協議のうえ、報道された施設に対しヒアリング調査を実施することとした。

その結果、施設内における職員による性的虐待の背景に、施設の養育環境の閉鎖性や職員の資質や倫理性、専門性の欠如が大きく関わっていることに加えて、入所児童が抱える性被害体験からくると考えられる性化行動が少なからずその起因になっていることが思量された。

こうした状況を踏まえ、急遽本研究の方向を再検討の上、施設内における性的虐待の発生の要因を明らかにする為に、入所児童の性的被害体験と性化行動の実態、さらにこうした児童の養育に当たる職員の抱える感情や、心理的傾向性を把握することとし、その為の調査方法の検討、及び調査書の作成をすすめることとした。

研究協力者

伊達直利	旭児童ホーム施設長
菅原哲夫	ひかりの子どもの家
高橋利一	至誠学園
城戸裕子	山梨県立大学
奥山真紀子	国立成育医療センター
西澤哲	大阪大学大学院
宮本信也	つくば大学
藤澤明子	暁学園臨床心理士

福祉施設最低基準の見直しをするなど、子どもの権利擁護の為に取り組みが行われてきた。しかしその後も各地で施設内虐待が起きマスメディアを通じて顕在化する状況は続いている。本研究は、昨年引き続いて、施設内虐待の発生要因やメカニズムを明らかにし、その予防とその為の介入方法や入所児童のケアのあり方を研究考察することを目的として、全国560の児童養護施設を対象に調査を実施することとし進めてきた。しかし2006年8月頃より、S県の施設で施設内に於いて職員による子どもへの性的虐待がマスメディアを通じて報道されるや、各地で次々と同様の事態が顕在化し、

A. 研究目的

児童養護施設等に於ける施設内虐待は、かつて〇園やK園におけるそれが大きな反響を呼び社会的批判の対象になったことから、国は児童

児童福祉関係者を震撼させた。こうしたことから、厚生労働省児童家庭局は、全国都道府県に対し、管内施設における不適切な養育のケア防止に向けて、施設内処遇の見直しやその改善に努めることとする通知を送っている。また、全国児童養護施設協議会も、緊急に施設業務のチェックリストの見直しをすすめ、全施設に於いてチェックリストによる運営の再点検を要請している。

こうした現実に直面し、当分担研究班としては急遽、新たな研究協力者を要請して、本研究の再検討をした。結果、今後の児童養護施設に於ける施設内虐待のうちでも、性的虐待の防止やその介入のあり方は重要かつ緊急を要する課題であることから、本研究調査の中核に性的虐待の予防介入とそのケアのあり方を位置付けて、調査、実施することとした。

B. 研究方法

1. 調査方法

本年度は、施設内に於いて、職員による子どもへの性的虐待が顕在化した施設に対するヒアリング調査を実施する。又その調査の結果に基づいて本調査のための調査表を文献研究をもとに研究協力者と協議の上作成する。

2. 実施調査

i) ヒアリング調査

2006年8月、A県の施設職員による児童への性的虐待があった児童養護施設及び2006年10月に同様事態が発覚したC県の児童養護施設にヒアリング調査を行い、事実関係や、加害職員の状況及び、被害児童の状況と生育歴等の把握を行った。

C. 研究結果

①A県の施設の二つの事例のうち一つは、当該職員の倫理性の欠如は勿論だがその契機となったのは専門性や援助技術の未熟な職員が、担当児童との関係形成の手段として、肉体関係に至ってしまったと云えるものであった。

もう一つは、複数の職員からの聞き取り調査で、被害児童の折々に見せる性化行動に触発されて巻き込まれた職員が、結果として性的虐待に至ってしまったと推測されるケースであった。

②C県の施設の事例では、被害児童は、入所以前に性被害を受け、性体験を持っていた事実が判明しながら、その該当児童の性化行動に巻き込まれた職員による性的虐待であると思量された。

D. 考察

二つの施設の三例の施設内性虐待に関するヒアリング調査から施設内虐待が起こった背景には共通するいくつかの課題があった。

① 施設の直接処遇職員配置基準

A県 施設	定員 40	直接 12	その他 2
C県 施設	定員 46	直接 12	その他 3

二つの施設共に24時間生活する場に定める最低基準及職員加算をどうやらクリアするレベルであり、近年入所してくる重い発達課題を有する子ども達へ十分な個別援助ができる状態にない。

② 施設のうち一つは、町とはいえ地域社会からみれば、隔絶した場になっており施設と住民との交流は日常的に希薄な閉鎖空間といえる状況にある。

③ 加害職員は、いずれも施設職員として経験も2～3年程度で、ケアワーカーとしての倫理性の欠如はもとより、専門性や援助の技術など未熟な状況にあった。

④ 三件のうち二件で、被害児童は入所前に性的被害体験があり、又日頃から性化行動を有形、無形に表出していた。

以上のことから、施設としての養育環境や職員の資質や倫理性の欠如は元より、ケア-

ワーカーとして経験が浅く、専門性や援助技術が不足しているなど重層的問題を抱える職員が、性的被害体験を要因とする児童の性化行動に巻き込まれ事件をおこしているという因果関係が考察された。

さらに二事件の児童の抱える性的被害体験は認知されながら、施設として彼等が、表出する性化行動等へのアセスメントや養育プランが検討された経緯がないなどの問題も確認された。

E. 結論、課題

上記の考察から、次年度に実施する調査の枠組みが以下のように検討され、策定された。

1. フェイスシート
2. AEI-R (子どもの虐待経験尺度)
3. ACBL-R (こどものトラウマ行動チェックリスト)
4. CSBI (子どもの性化行動チェックリスト)
5. PAAI (施設版養育者の子どもに対する心理傾向尺度)

当初、全施設への悉皆調査も検討されたが、その困難性を考慮し三分の一約 200ヶ所の抽出、入所以前の性被害体験又はその疑いのある女兒と、対象となる非虐待児童とする。職員は担当職員と当該児童の身近にいる異性の職員とした。

今後は、前年度の研究報告に示した課題に加え、入所以前の性被害に関する児相に於けるアセスメントができない又は不十分な実態の中で、入所後の施設職員による子どもの性被害等をアセスメントする為のツールの策定、及び性被害の課題を抱える又は性化行動が予測される児童への養育プランの為の指標などの策定も必要な課題であろう。

F. 研究業績

1. 書籍

「子ども・家庭福祉の明日に向けて」共著

P88 ~ 98

総括“子どもたちの社会的自立が確立するまで”

2.雑誌 季刊児童養護 VOL 3 7 -No.4

論壇

文献

William N,Friedrich,et al.(1992)Child Sexual Behavior Inventory: Normative and Clinical Comparisons.Psychologicalassessment,Vol.4,No.3,303-311.

WilliamN,Friedrich.(2002)Psychologicalassessment of Sexually Abused Children and Their Families.SagePublications,Inc.

William N,Friedrich,et al.(2001)Child Sexual Behavior Inventory: Normative, Psychiatric and Sexual Abuse Comparisons. Child Abuse &Neglect

児童養護施設におけるアセスメントのあり方に関する研究 平成 15 年度厚生労働科学研究(子ども家庭総合研究事業)報告書、西澤哲、尾崎仁美、沼谷直子、藤澤陽子、松原秀子、山本知加

児童福祉機関における思春期児童等に対する心理的アセスメントの導入に関する研究(主任研究者：西澤哲)、424-431

平成18年度 厚生労働科学研究費補助金(子ども家庭総合研究事業)
児童虐待等の子どもの被害, 及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究
(主任研究者 奥山真紀子)

分担研究報告書

分担研究者 田中康雄 北海道大学大学院教育学研究科

発達障害・被虐待体験・非行(加害行為)の関係に関する研究(2)

田中 康雄(北海道大学大学院 教育学研究科 附属子ども発達臨床研究センター)

研究要旨

本研究は, 児童虐待等の子どもの被害及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究であり, 「発達障害・被虐待体験・非行(加害行為)の関係に関する研究」の2年目の結果である。

医療の現場で仕事をしていると, はじまりは「発達障害の有無」の鑑別であり, 児童相談所での仕事は「児童虐待の有無とその影響の度合い」における判断であり, 児童自立支援施設や少年院に介入すると, 「非行の始まりあるいは, その契機に発達障害や児童虐待はいかほど関与したいか」という思いを巡らすことにある。これは, 課題の難しさ以上に, そもそも子どもと出会うフィールドとその時に前面に認められる内容へのまなざしの違いによる。

昨年度は, 生来性の発達障害による社会性の育ちの躓きと, 被虐待体験による躓きは, 結果的に類似する可能性が高い。そのために社会性の獲得がパワーゲーム化してしまうことで, 被害体験から加害行為への移行が成立し, 非行行動は出現するという仮説を立て, 発達障害・被虐待体験・非行(加害行為)のそれぞれの関連性を思弁的に検討した。

今年度は, 直接事例を検討することで, 発達障害・被虐待体験・非行(加害行為)のそれぞれの関連性について, 考えてみた。

なお, 研究班内部での検討会では事例を直接提出したが, 刊行発表するにあたり, 事例が特定できないように改変した。しかし, それぞれの関連性については, 直接事例から得た知見に重なるように試みた。

本研究の最終年度は, 発達障害, 被虐待体験, 非行の複合体という一つのモデルから, それぞれの事例を再評価し, 補償因子の解明を検討することに絞る。

調査フィールドは, 情緒障害児治療施設, 養護施設, 児童自立施設, 病院, 児童相談所, 少年院という可能な限りの子どもの生活環境において検討を行う。